

観光・物産振興に係る「地域活性化起業人」の活用について

1 目的

三大都市圏に所在する企業等の社員が、地域独自の魅力や価値の向上につながる業務に従事することは、企業で培われた人脈やノウハウを活かしながら、地域活性化の取り組みを効果的・効率的に展開することができるため、有効な方策であることから、「地域活性化起業人制度」を活用し、複雑化する地域課題の解決と地域の可能性の最大化を図ることを目的とする。

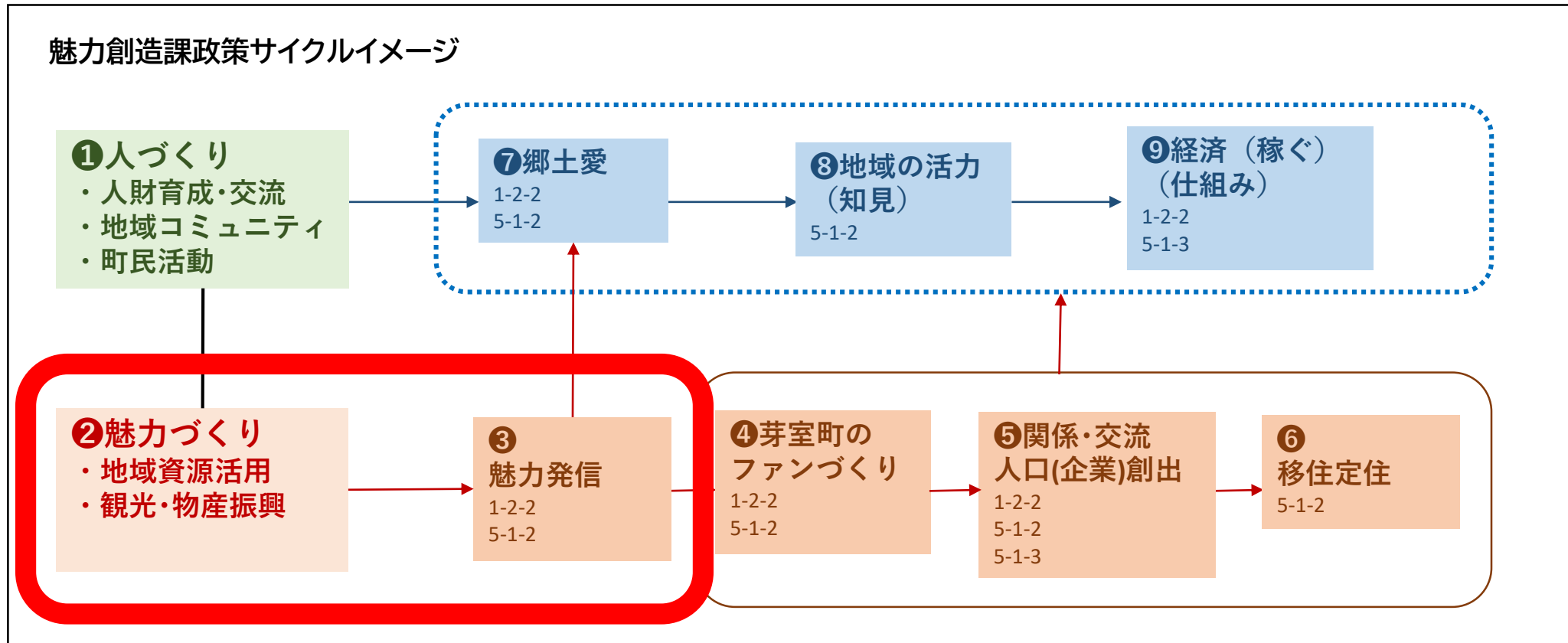
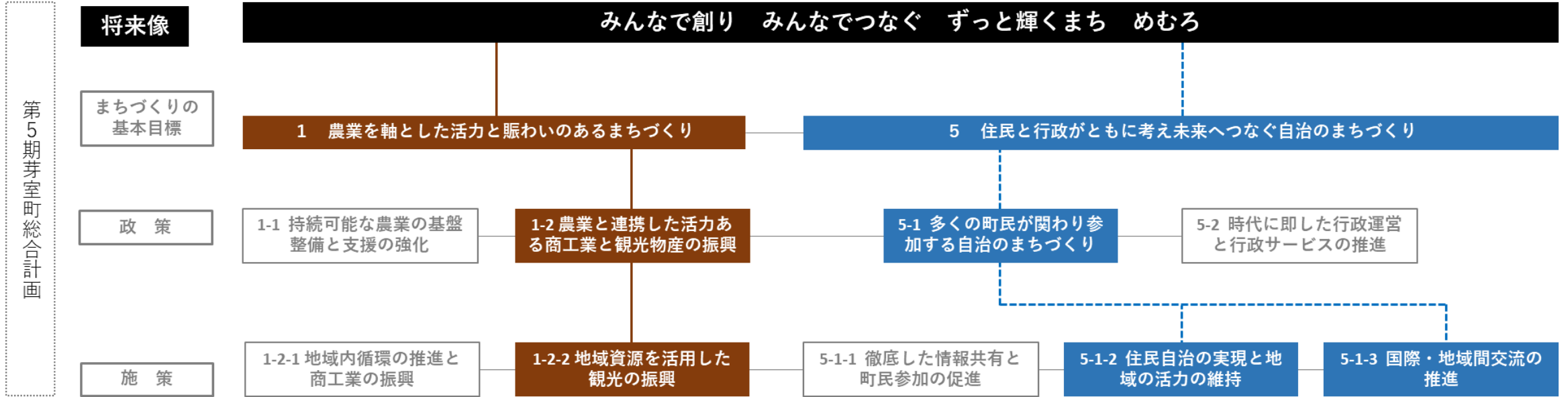
具体的には、観光・物産振興を推進し、芽室町の魅力づくり・魅力発信に繋げ、関係・交流人口創出等を実現していく。

2 協定項目

- (1) 地域の魅力、課題の調査・分析に関する事
- (2) 観光コンテンツの制作支援に関する事
- (3) 町内商品等の販売支援に関する事
- (4) 地域の生産者や飲食店、事業者等との連携に関する事
- (5) その他、食を通じた交流人口・関係人口創出、拡大に関する事

3 派遣期間(最長)

令和5年4月1日から令和8年3月31日(3年間)



地域活性化起業人（企業人材派遣制度）

○ 地方公共団体が、三大都市圏に所在する民間企業等の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を活かしながら地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらい、地域活性化を図る取組に対し特別交付税措置。

対象者

三大都市圏に所在する企業等の社員（在籍派遣）

※三大都市圏に本社機能を有する企業等については派遣時に三大都市圏に勤務することを要しない

受入団体

①三大都市圏外の市町村

②三大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村及び人口減少率が高い市町村

1,432市町村

活動内容(例)

地域活性化に向けた幅広い活動に従事

○観光振興

○地域産品の開発・販路拡大

○ICT分野(デジタル人材)

○地域経済活性化(中小企業のハンズオン支援)

○中心市街地活性化

等

特別交付税措置

○派遣元企業に対する負担金など起業人の受入に要する経費 上限額 年間560万円/人

○起業人が発案・提案した事業に要する経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/人

○起業人の受入準備経費 上限額 年間100万円(措置率0.5)/団体

(派遣元企業に対する募集・PR、協定締結のために必要となる経費)

期間

6ヵ月～3年

自治体

民間のスペシャリスト人材

を活用した地域の課題解決へのニーズ

- ⇒ 民間企業において培った専門知識・業務経験・人脈・ノウハウを活用
- ⇒ 外部の視点・民間の経営感覚・スピード感覚を得ながら取組を展開

民間企業

社会貢献マインド

人材の育成・キャリアアップなど

- ⇒ 民間企業の新しい形の社会貢献
- ⇒ 多彩な経験を積ませることによる人材育成・キャリアアップ
- ⇒ 経験豊富なシニア人材の新たなライフステージを発見

(協定締結)